

令和6年3月22日

市議会事務局長 各位

全国市議会議長会企画議事部

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の
認証業務に関する法律の規定による届出等について

令和5年5月に可決成立した地方自治法の一部化を改正する法律により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）第17条第1項の規定が改正（参考①）され、地方公共団体の議会も、公的個人認証サービス（JPKI）による電子署名（マイナンバーカードを用いた電子署名等）の検証を行うことが可能となりました（令和6年4月1日施行）。

マイナンバーカードを用いた電子署名等を利用する場合には（マイナポータルにおいて利用する場合だけでなく、各市の電子申請システム等で利用する場合も含む。）、公的個人認証法の規定により、あらかじめ地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に届出をし、かつ、協定を締結する必要があります。

この度、J-LIS から協定の締結に必要な届出書等の様式の提供を受けましたので、参考資料と併せて送付いたします。マイナンバーカードを用いた電子署名等を利用する予定の議会におかれましては、必要事項を記載のうえ、直接 J-LIS への提出をお願いします。

なお、当面の間、マイナンバーカードを用いた電子署名等を利用する予定がない議会は、速やかに提出する必要はございません。また、記載事項等の詳細については、各市の情報化推進担当と協議、確認のうえ、J-LIS への提出をお願いします。

J-LIS への提出物

- ・ 電子証明書失効情報等の提供に係る届出書（別添①様式）
- ・ 電子証明書失効情報等の提供に係る協定書（別添②様式）
- ・ 上記書類の送付書（別添③様式）

提出に当たっての留意事項

- ・ 全て PDF 形式で提出して下さい。
- ・ 「団体名」は「〇〇市（区）議会」、「代表者名」は「〇〇市（区）議会議長 〇〇 〇〇」として下さい。
- ・ いずれも押印は不要ですが、送付書には必ず発出番号を付して下さい（発出番

号がないと、J-LIS 側で押印省略ができなくなるため)。

マイナンバーカードを用いた電子署名等と届出・協定について

- ・電子署名等は、「秘密鍵」(参考②赤線枠)を用いて行います。また、電子署名等が本人によってなされたものかの確認(検証)は、公開鍵と電子証明書(参考②青二重線枠)を用いて行います。
- ・文書等にされた電子署名等の検証は、その文書等に添付された公開鍵で電子署名等を解読(復号化)し、また、その公開鍵が本人のものであるかを電子証明書で確認します。
- ・この電子証明書が有効なものか(失効していないか)は、認証局(J-LIS)に問い合わせることで行います。
- ・マイナンバーカードを用いた電子署名等では、セキュリティ等の観点から、電子署名等を検証する者(議会、市長等)が、あらかじめ J-LIS に電子証明書が失効していないか問い合わせ、情報の提供を受けるための届出する必要があります。併せて、J-LIS から提供を受ける情報の範囲等について、J-LIS と協定を締結しておく必要があります。

参考資料① 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(令和6年4月1日施行)

参考資料② マイナンバーカードを用いた電子署名等について(デジタル庁資料に基づいて作成)

参考資料③ マイナポータルに登録されているサービス・制度/手続一覧(令和6年3月19日時点)※「地方議会」の分野は「27」

お問い合わせ先

全国市議会議長会 企画議事部

TEL : 03-3262-2303

E-mail : chousa@si-gichokai.gr.jp

FAX : 03-3263-5751